

| | | | | |
|-------------|-------------------------------------|------|------|--|
| 件名 | 公立図書館における青少年の健全な育成等を阻害する図書の排除に関する陳情 | | | |
| 提出者 住所氏名 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 I | | | |
| 受理年月日 | 平成27年11月5日 | 受理番号 | 第12号 | |

要旨

- 1 墨田区立図書館における青少年の健全な育成等を阻害する図書の排除のため、墨田区の例規を改正してください。
- 2 公立図書館における青少年の健全な育成等を阻害する図書の排除を行うための関係法令の改正について、国及び東京都に対し、意見書を提出してください。

(理由)

かねてより、東京都及び墨田区も含めた全国の公立図書館において、青少年の健全な育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、過激な不貞、猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の描写を含み、又はこれを助長、賛美し、若しくは正当化する図書が資料として収納され、これが公開され、若しくは貸出しされていますが、青少年保護育成条例が包括的に有害図書と指定できるのは図画等に限定されています。

活字のみの場合は個別指定となり、個別指定は裁判又は都道府県による審議会へ判断を委ねる必要があります。これが大変煩雑及び困難であり、その上で、活字による過激な不貞、猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の描写を含み、又はこれを助長、賛美し、若しくは正当化する図書が世間へ数多に出回り、かつ新たに出版され続けており、その各々を個別指定に持ち込むことは非現実的です。

公立図書館において、内容を理由として図書等の資料を除籍する場合には、規程により有害図書として指定されている必要があります。当該指定がない場合は、中立公正・不偏不党な立場並びに表現の自由及び知る権利の確保のため、瑕疵法令の遵守によって、当該除籍が妨げられます。

公立図書館においては、たとえ活字のみであってもなお、過激な不貞又は猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の表現を含む図書等の資料が、隔離されることなく一般図書に分類され、通常の書架に陳列され、本人の年齢の如何を問わず貸出しが可能です。

公立図書館がこれでは、青少年の健全な育成並びに治安の維持及び向上が著しく阻害され続け、成人も含めた住民の品位をも失墜させます。これは決して看過できないことです。墨田区民、東京都民若しくは日本国民の幸福のため、又は子どもた

ちの明るい未来のためにも、公立図書館における過激な不貞又は猟奇的、暴力的若しくは性的な行為の表現を含む図書等の資料の隔離又はこれ自体の除籍若しくは収集禁止等の、墨田区及び東京都の例規並びに国の関係法令の改正を切望します。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上